

[12 月度例会] 「水安全計画について」

日時：平成 25 年 12 月 5 日 18:00～20:00 於：近畿本部会議室

講演者：中村秀人 部会員

1. 水安全計画 (WSPs: Water safety plans)

昨年の利根川水系の浄水場でのホルムアルデヒド検出事故では対応の遅れがみられた。安全な水道水を安定して供給し続けるために最も効果的な方法は、水源から給水栓まで全ての段階で包括的なリスク管理を行うことである。このため平成 16 年に、WHO は HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の考えを取り入れた「水安全計画」を提唱した。これに対し、厚生労働省は平成 20 年に水安全計画策定ガイドラインを作り、WSP の策定を推奨している。

HACCP とは、HA (危害分析) と CCP (重要管理点) をシステムとして管理するもので、12 手順と 7 原則からなる。WSP を構成する主要な 3 要素として、(1)水道システムの評価、(2)管理措置の設定、(3)計画の運用を挙げている。

2. 水安全計画の作成フロー

①水安全計画策定・推進チーム編成：WSP 策定作業だけでなく、計画の運用・実施の推進役も兼ねるため、水道システムに関する知識を持つ者、責任・権限がある者、日常の作業に関わっている者を含めることが有効である。

(1)水道システムの評価として、②水道システムの把握：水源から給水栓までの水道システムの概要を把握・整理し、フローチャートを作成する。③危害分析：潜在的な危害も含めた危害原因事象を抽出し、発生頻度、影響程度を検討してリスクレベル設定マトリックスによるリスクレベルの仮設定し、比較検証してリスクレベルを確定する。

(2)管理措置の設定として、④管理措置、監視方法及び管理基準を設定：危害原因事象に対して現状の管理措置、監視方法の整理、評価し、必要に応じて、新たな管理措置、監視方法及び管理基準を設定する。管理措置とは危害の発生を防止する又はそのリスクを軽減することを目的とした管理手段である。監視は管理措置が機能していることを確認するために行う。

(3)計画の運用として、⑤対応方法の設定：監視結果が管理基準から逸脱した場合等による緊急事態が起こった場合の対応をあらかじめ設定し、運転管理マニュアルに反映させる。⑥文書と記録の管理：文書と記録の管理方法を定める。⑦WSP の妥当性確認と実施状況の検証：WSP 各要素の技術的妥当性の確認とともに、WSP に沿って運用され、安全な水が安定的に供給されたかを検証するための手続について定める。

⑧レビュー：WSP が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善する。⑨支援プログラム：直接水質に影響するものであるが WSP 策定以前に法令や自治体・水道事業者の規定等に基づいて策定された計画等を、支援プ

プログラムとして登録しておく。

まとめ

重要なことは、水道システムに関する内外の環境の変化に関心を持ち、新たな危害に対して、適切に評価し、必要な計画の改善行うことである。